

徳島県告示第百七十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和六年四月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

（大津加入区）

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

板野郡松茂町広島字宮ノ後一四―二

太田 和夫

鳴門市大津町吉永三七七―一二

河野 長男

2 加入区

大津加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大津漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和六年四月二日から同月十六日まで

2 縦覧場所

鳴門市大津町矢倉字浜ノ手一番地三

大津漁業協同組合

（堂浦加入区）

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳴門市瀬戸町堂浦字本浦下六三―一七

大山 勇

同 字地廻り壱一九三―二六

藤井 研一

2 加入区

堂浦加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

堂浦漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和六年四月二日から同月十六日まで

2 縦覧場所

鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り式二八二番地の四

堂浦漁業協同組合